

*愛知県立岩倉総合高等学校 生徒心得（令和5年度版）

生徒諸君は、一人一人が岩倉総合高等学校の生徒としての誇りと品位をもって勉学に励み心身ともに健康な国民となる基礎をつくるよう心がけなければならない。また、明るい学校生活を送るには、秩序を守り、他人には迷惑をかけないことが必要である。諸君は次のことや他の諸規則をよく守り、明るい学校づくりに努力してもらいたい。

I 礼儀について

1. 学校の内外を問わず先生にはもちろん、生徒間でもお互いにあいさつをしよう。
2. 校内で来客に会ったときは会釈をしよう。
3. 正しい言葉をつかい、他人に不快な感じを与えないよう心がけよう。

II 学習について

1. 授業は自己を磨く真剣勝負の場であり高校生の本分である。
2. 家庭学習も計画的に能率よく実行する。

III 服装と身だしなみについて

1. 服装は制服を着用する。華美・特異なものは着用しない。また制服を改造したり、スカートを短くしたりしない。通年、冬服、夏服どちらでも着用可。

ア. 制服（令和5年度入学生より）

- ・学校指定のブレザー・スラックス・スカート・シャツ・ネクタイもしくはリボンを着用
- ・学校指定の白ベストは希望者のみ着用
- ・ソックス
スカート着用時：紺または黒色（ワンポイント可）のソックスを着用
ズボン着用時：華美でないソックスを着用

イ. 防寒着（着用開始時期は、気候条件等をもとに別途連絡）

冬季においては男女とも登下校時に防寒着の着用を認める。防寒着の型、色、柄等については特に定めない。

又、手袋、マフラー、ベージュ・黒のストッキング・タイツの着用を認める。

ウ. 上履 校舎内では所定のスリッパ（記名する）を用いる。

エ. 必要に応じて、自転車運転時は雨合羽を着用する。

2. 頭髪は品位や清潔感のあると髪形とし、加工・染色等はしない。
3. 装飾品を身に着けたり、化粧等をしったりせず、高校生としての品位を保つ。

IV 学校生活について

1. 登校

始業の予鈴までに登校する。授業終了までは外出しない。

やむを得ないときは担任の先生に申し出て、生徒手帳記載の外出届を提示し許可をうける。

2. 清潔、整頓など

ア. 校内の清潔、整頓、美化を励行し、美しい学園をつくるよう心がける。

イ. 清掃当番は分担箇所の清掃を毎日行う。

ウ. 各室の備品類は無断で持ち出したり移動させてはならない。

エ. 常に火気に細心の注意をする。許可のある場合のほかは、校内で火気は用いない。

オ. 校舎、校具を破損しない。また、これに落書きなどしない。もし誤って破損したときはすぐに届け出る。

カ. 校内における指示、広告およびパンフレットなどの配布物はすべて学校の許可を受ける。

3. 所持品など

ア. 生徒としてのふさわしくない書物、その他遊興具などの物品を所持しない。

イ. 金銭、その他の貴重品は必要以上に持たない。なお、体育や部活動時は、所持する貴重品は貴重品袋などで管理し、カバンや机中に放置しない。

ウ. 所持品には必ず学年・組・番号・氏名を明記しておく。

エ. 金銭その他の物品を紛失・拾得したときは、すぐ担任の先生に届け出る。

オ. スマートフォンは学校敷地内での使用は控え、電源を切ってカバンに入れておく。

4. その他

ア. 外来者との面会は担任の許可を受ける。

イ. 校内での飲食は時間や場所などの節度を守る。

ウ. 休日に登校して校舎・校具・運動場を使用するときはあらかじめ担任または関係の先生に届け出て許可を受ける。

V 校外生活について

1. 通学に準ずる外出の際は制服を着用すること。

2. 外出するときは、目的・行き先・帰宅時間を家人に告げる。

3. 不健全な遊戯場・飲食店などへは出入りしない。

VI 交友・風紀について

1. 友人は人格形成に大きな力をもっている。お互いに信頼と敬愛の精神をもって交わり、切磋琢磨する。

2. 友人との交際は明朗公正に行ない、社会の人々の誤解を招くような行動をつつしむ。

3. いじめやおどし、暴力行為は絶対に許されるべきものではない。また、そのように誤解されるような行為も絶対にしない。

4. 二十歳未満の飲酒と喫煙は法律によって禁止されている。これらの行為及びこれに類する行為（薬物乱用など）は大きな害があるので絶対にしない。

VII 通学、交通安全について

1. 通学は交通法規を良く守り交通事故を起こさないように注意する。

2. オートバイ・自動車などについては、次の四原則を守る。

① 免許を取らない。 ② 乗らない。 ③ 買わない。 ④ 乗せてもらわない。

3. 自転車には次の諸点が整備されていなければならない

① 鍵 ② ベル ③ ブレーキ ④ カップ ⑤ 灯火 ⑥ 許可証（ステッカー）

4. 自転車通学を認められた者は、使用する自転車に許可証（ステッカー）を取り付け、所定の置場に整頓して置き、必ず施錠する。

5. 自転車運転する際、傘さし、二人乗り、並列、スマートフォンを所持・操作など行為は交通法規に反するばかりでなく、危険であるから絶対にしない。又、安全の為にヘルメットを着用するよう心がけ、イヤフォンをしながらの運転は控える。

VIII 願いと届けについて

1. 所定の書式により願い又は届を要する場合は次のとおりである。

ア. 退学・休学・転学・留学したいとき（退・休・転・留学願）。

イ. 校外の諸団体に加入するときは、事前に担任または関係の先生に連絡する。

ウ. 生徒運賃割引証を利用しようとするときは所定の願書により交付を願い出る。

（生徒旅客運賃割引証交付願）。

エ. アルバイトは原則として禁止する。ただし、家庭の状況のためやむを得ないときは担任に願い出て学校長の許可を受ける（アルバイト願）。

オ. 学校を代表して対外試合、その他対外的な活動に参加するときは、部活動顧問または関係の先生を通じて所定の手続きをする。

カ. 病気・負傷等のため所定の服装ができないとき（生徒手帳の中にある届出欄に記入）。

キ. 住所や氏名を変更したとき（住所・氏名等変更届）。

ク. その他校長が必要と認めたとき。

IX 欠席・遅刻・早退について

ア. 欠席・遅刻をするときは、8：30までに原則として保護者が学校に連絡し、登校時に入室確認書を記入し入室する。保護者が連絡できない時は生徒が学校に電話で連絡をする。

イ. インフルエンザなどの学校感染症にかかった場合は、医師の指示に従い、休養する。又、出校時に感染症罹患報告書を出校時に提出する。（報告書は本校ホームページから入手できる）

ウ. 登校後やむを得ない理由で早退するときは、担任にその旨を申し出て許可を受け、早退届を記入し、帰宅時に、電話で報告する。

エ. 各考査の日の欠席は、後日通院の証明になるもの（レシートなど）を担任に提出する。

オ. 忌引の日数は以下のように定める。

父母：7日 祖父母・兄弟姉妹：3日 叔父母・伯父母・甥・姪：1日 曾祖父母：1日
父母の法要：1日

X 校則の見直しについて

校則は、生徒ひとりひとりが学校生活を安心・安全に、又、大きく成長する環境を保つために重要な役割を果たしている。学校生活の更なる充実を図る為に、年度毎に校則を見直していく。

*見直し方法

- (1) ア 生徒 風紀委員会⇒風紀委委員を中心に、各クラスで意見聞き取り
イ 保護者 保護者会、PTA 理事会等で意見聞き取り
- (2) 意見について生徒指導部会、風紀委員会(生徒)、学年会、運営委員会、PTA 理事会、職員会議で検討し、見直していく